

# 令和5・6年度 北村山公立病院組合 競争入札参加資格審査申請についての手引き 《物品・役務、設計（コンサル）、建設工事、小規模建設工事》

令和5・6年度において、北村山公立病院組合が行う競争入札等に参加を希望される方は、下記により競争入札参加資格審査申請書を提出してください。申請書の提出に当たっては、必要事項を正確に記載し、誤りや記載漏れのないようにしてください。

## 申請に関する問い合わせ

〒999-3792 山形県東根市温泉町二丁目15番1号  
北村山公立病院 経営管理課業務係（1階）  
電話番号 0237-43-7071  
FAX 0237-43-7072  
ホームページ <https://www.hosp-kitamurayama.jp/>  
問い合わせ時間 9時～12時及び13時～16時 ※土・日・祝日は除く。

## 1 受付方法

### 【持参による受付】

受付場所 北村山公立病院 経営管理課業務係（1階）  
受付時間 平日（土日祝除く）9時～12時及び13時～16時

### 【郵送による受付】

郵送先 〒999-3792 山形県東根市温泉町二丁目15番1号  
北村山公立病院 経営管理課業務係  
※封筒の表紙に「競争入札参加資格審査申請書在中」と明記

## 2 組合管内

北村山公立病院組合は、地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合です。組合管内とは北村山公立病院組合を構成する「東根市、村山市、尾花沢市、大石田町」の4市町を表します。組合管内の市役所・役場へ登録がお済みの場合でも、別途申請が必要です。

## 3 業種区分

業種区分は「物品・役務」、「設計（コンサル）」、「建設工事」、「小規模建設工事」です。  
※除雪のみを希望する方は、「物品・役務」の「91 除雪」の区分で申し込んでください。

## 4 参加資格要件

入札参加資格審査を申請できるのは、次の全ての要件を満たす方です。

①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

②下記の諸税に未納がない者

法人：法人市・町民税、法人税、固定資産税、消費税及び地方消費税

個人：市・町民税、固定資産税、所得税、消費税及び地方消費税

③暴力団排除に関し、次に該当しないこと。

役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）であること。

④建設工事については、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していること。

※社会保険等の加入状況の確認は、経営事項審査の総合評価値通知書により行います。

## 5 提出方法

(1) 必要な様式等は当院ホームページ「入札情報」からダウンロードしてください。

ホームページ <https://www.hosp-kitamura.jp/>

(2) 提出書類については、業種ごとに異なります。「8 提出書類一覧表」で確認してください。

(3) 複数の業種（例 物品・役務と小規模建設工事）を申請する場合は、それぞれの業種ごとに提出書類一覧に記載の書類全てを提出してください。

(4) 各種証明書（証）は、提出日から3カ月以内に発行されたものを提出してください。

(5) 提出書類の◎印は必ず提出してください。○印は該当する場合に提出してください。

(6) 提出書類の規格はA4形式とし、縮小や折り込んで大きさを合わせてください。

(7) 提出様式は、カラーでもモノクロでも提出可能です。

(8) 各業種とも任意様式は、項目に漏れが無ければ他市町村に提出したもののコピーでも提出可能です。

(9) 提出書類の綴り順は受付票の記載のとおりとし、フラットファイル(A4判、色指定なし)に上記の業種ごとに綴って提出してください。フラットファイルへの会社名等の表記はしないでください。

(10) **【郵送での申請の場合】** 受領書が必要な場合は返信用封筒（宛先・切手有）を同封してください。

(11) 競争入札参加資格審査申請書（全業種）には、申請者の押印は不要です。

(12) 技術職員名簿・一般職員名簿は、組合管内(本店・支店)又は委任先配属の方のみ提出してください。なお、技術職員には常用技能士有資格者を含めることとし、関係する資格も必ず記載してください。記載する資格は「建設業法施行規則 別表（四）技術者資格区分コード表」を参照ください。

(13) 工事経歴書は、主なものを記載してください。審査申請書以外の添付書類に記載する事項の基準日は、原則として申請日の直近の決算日です。

## 6 資料等の請求

提出された書類等について、不明な点及び質疑が生じた場合には、資料の提出もしくは提示、又は説明を求めることがあります。

## 7 納税証明書について

- (1) 管内とは、北村山公立病院組合を構成する「東根市、村山市、尾花沢市、大石田町」の4市町を表します。
- (2) コピーでの提出は可能です。
- (3) 証明書は資格審査書類の提出日から3カ月以内に発行されたものを提出してください。
- (4) 最新年度または最新事業年度のものを提出してください。
- (5) 消費税及び地方消費税は「未納の税額がないことの証明書（納税証明書その3）」を取得してください。税目を指定した「その3の2（個人用）（申告所得税と消費税及び地方消費税）」と「その3の3（法人用）（法人税と消費税及び地方消費税）」の証明もありますので、いずれかを所得してください。
- (6) 申請区分毎に必要な証明書は下表のとおりです。

	申請者区分	必要な納税証明書	発行先
1	本店等が管内の法人事業者	法人市民税・法人町民税	管内市町の税務課
		固定資産税 ※課税がある場合のみ	管内市町の税務課
		消費税及び地方消費税（その3の3でも可）	申告先の税務署
2	本店等が管外の法人事業者で、管内の支店等に委任する者	【本社等所在地に係る次の納税証明書】	
		法人税（その3の3でも可）	申告先の税務署
		消費税及び地方消費税（その3の3でも可）	申告先の税務署
		【管内の支店等が所在する市町の納税証明書】	
		法人市民税・法人町民税	管内市町の税務課
		固定資産税 ※課税がある場合のみ	管内市町の税務課
3	本店等が管外の法人事業者で、管内の支店等に委任しない者	【本社等所在地に係る次の納税証明書】	
		法人税（その3の3でも可）	申告先の税務署
		消費税及び地方消費税（その3の3でも可）	申告先の税務署
4	個人事業者	【住所地に係る次の納税証明書】	
		所得税（その3の2でも可）	申告先の税務署
		消費税及び地方消費税（その3の2でも可）	申告先の税務署

## 8 資格の有効期間

令和7年3月31日まで

## 9 審査結果

審査結果については通知いたしません。文書等による欠格事項の連絡がなければ、資格有りとして登録されます。なお、当院ホームページ上に登録業者一覧表を掲載します。

## 10 届出に変更がある場合

申請後、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかに必要書類を添えて、変更届を提出してください。様式等はホームページ上に掲載しますのでダウンロードしてご使用ください。

- ①社名や代表者の職名が変わったとき
- ②代表者の氏名が変わったとき
- ③委任先の名称や受任者の職名が変わったとき
- ④受任者の氏名が変わったとき
- ⑤住所や電話・FAX番号が変わったとき
- ⑥使用印鑑が変わったとき

## 11 提出書類一覧表について

### ① 物品・役務

除雪のみを希望する方は、①物品・役務の「91 除雪」の区分で申し込んでください。

### ② 設計（コンサル）

当組合では主に設計、建築関係コンサル、補償関係コンサルが対象になります。経営コンサルは「①物品・役務」区分になりますのでご注意ください。

### ③ 建設工事

一般の建設工事業者が該当します。

### ④ 小規模建設工事

建設業法第3条1項ただし書の規定により許可を受けないで建設業を営むことのできる方を対象としています。修繕のみの方などはこれで申請してください。

## 12 その他

競争入札参加資格審査申請書に添付した各証明書（証）は有効期間の確認をお願いします。

また、資格の有効期間内に有効期限が満了になる各証明書（証）は遅延なく再提出をお願いします。